

「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針

令和 8 年 8 月 5 日
閣 議 決 定

政府は、「給付付き税額控除」について、「中間とりまとめ（令和 8 年 7 月 29 日社会保障国民会議）」（別紙）を踏まえ、その内容を十分尊重しつつ、以下の基本方針により対応する。

1. 基本的考え方

- （１）諸外国との比較を通じて純負担率の改善が必要であることが明らかになった、中低所得の現役勤労者に着目して、
 - ① その負担軽減を通じ、所得に応じて、これまでよりも一層手取りが増えるようにするとともに、
 - ② いわゆる「年収の壁」などによる「働き控え」を緩和することを通じた就労促進を図るという喫緊の課題に適切に対応する必要がある。
- （２）これらを目的として、制度横断的に、負担（税・社会保険料）と現金給付を総合的に捉え、純負担率を調整する「所得に連動したきめ細かな給付」を行うこれまでにない新たな制度を早期に導入することが望ましい。制度の将来像を見据えつつ、既存の情報インフラで把握される情報を整理し、事務負担を十分考慮した制度設計とするなど、制度導入のための環境を整えた上で、令和 11 年度に導入する。
- （３）これに向けて、本方針の決定後、国と地方の間の丁寧な協議を行った上で、制度導入のために必要な法制上の措置を可及的速やかに講ずる。

2. 制度の基本的設計

- （１）令和 11 年度に導入する制度について、
 - ・ 中低所得の現役勤労者の税・社会保険料負担を軽減するものであること、
 - ・ これまでの経済対策等における一律の金額での給付とは異なり、「所得に連動したきめ細かな給付」を毎年度継続的に行う新たな制度であることが国民に分かりやすく伝わるよう、その実態に即した制度の名称とすることを含め、必要に対応に努める。
- （２）就労インセンティブの向上や、いわゆる「年収の壁」への効果的な対応の観点等を踏まえ、「個人単位」とし、単身者も対象とする。
- （３）一定の勤労性の所得^{※１}があり、一定の税・社会保険料負担がある者を対象とする^{※２}。勤労性の所得に係る具体的な基準は、被用者保険適用や課税所得の把握、事業所得を含めた総合的なバランス等を勘案して設定する。その際、現行の税務行政で、給与や年金以外の所得について利用可能な形で管理している情報は収入の金額ではなく所得の金額であることに留意する。

（※１）勤労性の所得には、事業所得及び給与所得に加え、近年の多様な働き方に鑑み、業務に係る雑所得も含めることとし、個人事業者、フリーランスも対象とする。その際、事業所得と業務に係る雑所得は、就労とみなせるような一定額以上の場合に含めることとする。

（※２）就労し、税・社会保険料負担から年金受取額を差し引いた純負担が現役並みである中低所得の高齢者も対象とする。

- (4) 原則として、所得に応じた給付額とする。就労促進の観点から、勤労性の所得が一定の水準に達するまで給付額を逦増させ、その後は定額とする。総所得が一定額を超える場合、公平性の観点から、総所得に応じて逦減・消失させる。くわえて、「年収の壁」による手取りの減少を踏まえ、6.(5)②の第3号被保険者制度の見直しや被用者保険の適用拡大の更なる加速により「年収の壁」が解消するまでの時限的な措置として、「年収の壁」に配慮した一定の加算を行う。なお、非課税ライン以下の所得把握には執行上の課題があり、給付額を逦増させると誤支給につながる可能性があるため、定額とする。
- (5) こどもを扶養している者については、18歳以下のこどもの人数に応じた加算を行う。
- (6) 給付に係る閾値となる所得水準については、純負担率や純負担額の国際比較や諸外国の類似制度における対象者の所得の範囲等を参照しながら、恒久財源の確保と併せて検討する。その際、高齢化の状況や社会保障制度が各国ごとに異なること等に留意する。
- (7) 給付額についても、高齢化の状況や社会保障制度が各国ごとに異なることを踏まえて、純負担率の国際比較などを参照しながら、恒久財源の確保と併せて検討する。その際、「年収の壁」に配慮した一定の加算の額については、収入に応じて個人が直面する社会保険料負担の変化は個人の就業状況により異なることを前提として、就労促進の観点から「年収の壁」に直面する方に対して手厚い給付を行うこととそれ以外の方に対する給付を含めた総合的なバランス等を勘案して設定することとし、後記の他の関連する就労に係る支援や制度の改革による対応との関係を整理しつつ、給付の重点化をどの程度図ることが可能であるかを含め、検討する。
- (8) 公平性の観点にも配慮し、複雑な制度設計を避けながら、高所得の配偶者がいる場合の一定の例外を設ける。
- (9) 給付に係る閾値となる所得水準及び給付額については、社会の状況変化に速やかに対応するため、税・社会保障等の関連制度の改正や国際比較の分析、制度導入後の効果検証等を通じて定期的に見直すことが可能な弾力的な仕組みとする。

(※) その他、実施のための所要の措置を講ずる。

3. 制度の執行等

- (1) 上記の「所得に連動したきめ細かな給付」の執行に係る主体については、国か地方自治体かの二者択一ではなく、国と地方が協力して運営し、オールジャパンの事務負担を最小化していくという基本的な考え方の下、役割分担をしていく方向で検討を行う。具体的には、システム等の全国一律とした方が効率的なインフラの整備は国が対応することを基本とする一方、住民とのインターフェイスの部分は地方自治体を中心に対応する方向で検討を行う。その際、国・地方全体で負担が少なくスピード感を持って実現するため、既存の社会保障制度で法定受託事務として給付事務を行っている例を参考に、検討を進める。また、法令による明確な実施基準の下で、毎年度見直しを持って実施することができる仕組みとする。
- (2) 地方に役割を求めていく際には、制度設計や地方の役割を明確にした上で、国と地方の間の丁寧な協議を行う。あわせて、社会の構造変化や情報インフラの進展等の中で、社会保障制度や税制の見直し、各種行政サービスに関する役割分担等に関する議論なども踏まえ、国と地方の役割分担は変わり得るものと認識し、国と地方の間で制度導入後も継続的な検討を行う。
- (3) 実施主体の負担軽減のため、国が前面に立って適切な支援や対策を講ずることとし、具体的には、過去の給付金事務において負担が大きかった対象者の受給意思や口座情

報の確認、外部からの問合せ対応等への対応策を講ずる。公金受取口座の一層の活用を図るとともに、国によるコールセンターの設置や受給意思の確認負担の軽減策についても検討する。

(4) 特に公金受取口座については、現状5割程度にとどまる登録率の向上を国として強力に推進し、本制度の受給に際してその利用を原則としていくとともに、口座情報の正確性の確保等の機能強化に継続的に取り組む。

(5) 働いてはいるものの低収入の現役世代や就労意欲はあるものの病気や障害等で働けない方など、就労されている方・就労が困難な方のうち給付の対象外で支援が必要な方を丁寧に把握した上で、生活困窮者自立支援制度、障害者福祉など既存の制度での対応との関係を整理し、給付と相談・就労支援の一体的な実施を含め、必要な対応の在り方を財源とともに検討し、可能なものについては令和11年度から併せて実施できるよう、「所得に連動したきめ細かな給付」の本格導入までに結論を得る。

その際、国民年金や国民健康保険の減免・軽減制度など、所得に応じた負担軽減措置を必要に応じて拡充するなどの対応を含め、幅広く選択肢を検討する。

4. 制度の経過措置（つなぎ）

(1) 「所得に連動したきめ細かな給付」については、公平性などの観点から高所得の配偶者を把握するとともに、子育て世帯への支援の観点から16歳から18歳までの被扶養者の情報を把握するなど、追加的な情報確保の仕組みも必要となることから、必要な環境整備に取り組むことを前提として、その環境が整うことが見込まれる令和11年度に本格導入するものである。

(2) 本制度を導入するまでの2年間に限った経過措置（つなぎ）として、飲食料品に係る消費税率の引下げと、中低所得の現役勤労者を対象とする「所得に連動したきめ細かな給付」の先行導入を組み合わせて実施することとする。

(3) 具体的には、

① 足下の物価高に鑑み、できる限り早期に対応を講ずる観点から、令和9年4月1日から2年間、軽減税率の対象となっている飲食料品に係る消費税率を1%とする。

② あわせて、「働き控え」に早期に対応するとともに、中低所得の現役勤労者に手厚く対応する観点から、本制度の本格導入を先取りした取組として、飲食料品に係る消費税1%相当分の範囲内で、現時点で公的機関が保有する所得情報を活用した「所得に連動したきめ細かな給付」※1を令和9年度に導入する。

これらの取組により、全体として飲食料品に係る消費税の実質ゼロ化を実現する。

(※1) 本格導入時には行われる世帯のうち配偶者の所得を勘案する一定の例外措置を設けず、18歳以下のこどもの人数に応じた加算に代えて15歳以下のこどもの人数に応じた加算を行うなど経過的な措置を講ずるものである。

(※2) その他、実施のための所要の措置を講ずる。

(4) 仕入税額控除の還付が受けられない農業従事者等については、令和9年4月からの円滑な実施に支障が生じないように留意しつつ、現場の納得感のある対応を検討する。あわせて、外食産業を含めて、影響を見極めた上で、過去の様々な支援策を参考としながら、資金繰り支援等のための予算措置を検討する。令和9年度からの実施に向けて、関係府省庁が連携し、事業者の実情を確認しつつ、支援内容を具体化していく。

(5) あわせて、消費税率の変更に柔軟に対応できるシステムの普及促進を図る。

(6) なお、消費税減税の終了時に「所得に応じたきめ細かな給付」に円滑に接続するために必要な措置を講ずる。

5. 財源

- (1) 「所得に連動したきめ細かな給付」は恒久施策であり、その本格導入に当たっては、一時財源ではなく恒久財源を確保する必要がある。財源確保の具体策については、市場の信認を損なうことのないよう、特例公債に頼らず、例えば、補助金・租税特別措置の見直しなど、歳出・歳入のあらゆる見直しを通じて確保することとし、今後の予算編成改革の具体化の状況も踏まえつつ、早期に結論を得る。
- (2) 制度の経過措置（つなぎ）の財源については、市場の信認を損なうことのないよう、特例公債に頼らず、例えば、補助金・租税特別措置の見直しや追加的な税外収入の確保など、歳出・歳入全般のあらゆる見直しを通じて確保することとし、令和9年度予算編成プロセスにおいて予算編成改革を具体化する中で結論を得る。
- (3) 上記の検討を行い、結論を得るに当たっては、国と地方の役割分担を踏まえつつ、地方の財政運営に支障が生じないよう、適切に対応する。

6. 将来的な方向性

- (1) 今回導入を目指す「所得に連動したきめ細かな給付」は、本格的な「給付付き税額控除」を導入する第一歩であり、制度の将来像については、継続して検討を行う。
- (2) 「所得に連動したきめ細かな給付」制度の導入に当たって、公金受取口座の登録率向上などデジタル技術を活用した事務負担軽減に取り組みつつ、その後の実務的な環境整備の進展に合わせて、段階的な精緻化を図る。
 - ① 金融所得については、医療保険における金融所得の勘案に向けた取組が進んでいることも踏まえ、制度を精緻化する中で対応を行う。
 - ② 預金の利子所得も、本来は検討すべき所得に含まれると考え、「給付付き税額控除」の制度を段階的に精緻化していく中で勘案できるよう、遠くない将来の課題として検討していく。
 - ③ 資産保有による経済力の勘案については、金融所得の勘案に向けた取組を通じて対応するとともに、資産自体の保有状況を勘案した対応について、金融所得に関する取組の状況等を踏まえつつ、将来の課題として検討を行う。
- (3) 税額控除と給付の組合せとすることについては、将来的に給付のみと決め打ちすることなく、今後とも、個人所得課税における人的控除の見直しによる税負担の変化や、デジタル技術の進展に応じた事務負担も踏まえ、検討を継続する。
- (4) 執行面でも、情報インフラの進展等も踏まえ、継続的に改善を検討し、見直していく。コロナ禍の反省も踏まえ、ミニマムな事務コストでタイムリーな給付を可能とすることが喫緊の課題であるが、国が直接給付をする場合、全国民の情報を保有するためのシステム上の対応や組織・体制整備を含めたオペレーション上の対応が必要となり、実現に相当の期間を要する。将来的な方向性も十分に考慮しながら、まずは近年整備が進められてきた既存の情報インフラを十分に活用しつつ、更なる情報連携や DX 化等による業務効率化を図り、政策効果の把握にも留意しつつ、安定的かつ迅速な対応が可能となる社会インフラの整備を図る。こうしたインフラが整えば、緊急時に迅速な給付を行うことも可能となる。
- (5) 「給付付き税額控除」の議論を進める過程で明らかとなった、以下の社会保障制度や税制の課題について、有識者の意見も参考にしつつ、財源の確保も含め、継続して検討する。

(社会保障制度の課題)

- ① 「制度の執行等」で結論を得ることとされた措置のほか、「給付付き税額控除」が社会保障を取り巻く全ての政策課題を解決するものではないことを認識した上で、就労していない高齢者などについて、「給付付き税額控除」と既存の社会保障制度の双方から取り残される者が生じないように、全体として必要な支援が適切に行き届くようにしていくことが重要であり、年金制度や生活保護など既存の制度での対応との関係の整理を含め、必要な対応の在り方を継続検討し、次期年金法改正が予定されている令和 12 年までに結論を得る。
- ② 就労の促進については、「給付付き税額控除」による対応のみで解決できる課題ではなく、他の関連する就労に係る支援や制度の改革を同時に進めていく必要がある。具体的には、第 3 号被保険者制度の見直しや被用者保険の適用拡大の更なる加速が重要であり、この機会に併せて検討を進め、次期年金法改正までに結論を得る。
- ③ 「給付付き税額控除」の制度設計の中で、子育て世帯への配慮が求められている背景としては、諸外国と比べて中低所得の日本の子育て世帯の純負担率が高くなっていることが挙げられる。この点も認識しながら、引き続き、加速化プランを含むこども未来戦略（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を着実に推進する。
- ④ このほか、社会保険料負担を含む純負担率を構造的に引き下げていく観点や、応能負担の徹底や所得再分配機能の強化等の観点から、医療・介護制度改革を始めとする社会保障・雇用の各制度の見直しについて、ロードマップを描きながら継続的に議論する。

(税制の課題)

- ⑤ 「給付付き税額控除」の実施も踏まえ、税制に関しては、令和 7 年度税制改正法（所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号））の附則等に基づき、人的控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について、着実に検討を進める。

「給付付き税額控除」については、受益と負担の全体像の分析等を踏まえて政策目的を明らかにした上で、制度設計等に係る論点を、専門的・技術的観点から有識者会議で整理された方向性を踏まえ、実務者会議において、議論を進めてきた。こうした議論を踏まえ、実務者会議において「中間とりまとめに向けた議論の整理」等を提示し、経過措置(つなぎ)を含め、更なる検討を重ねた結果を、以下のとおりとりまとめる。なお、検討過程は、第 11 回実務者会議において提示された「中間とりまとめに向けた議論の整理」や「これまでの有識者会議及び実務者会議における主な意見(給付付き税額控除)」等で整理されてきた。

基本的考え方

- 税制と社会保障制度を一体として捉え、税および社会保険料と給付を通じた国民一人ひとりの受益と負担の全体像を踏まえるとともに、所得や資産といった負担能力に応じて支え合い、必要な人に必要な支援が行き届く全世代対応型の仕組みを構築することが求められている。
デジタル技術を活用し、国民一人ひとりの状況に応じて適切に対応できる、簡素で分かりやすく、納得感の高い仕組みを構築していかなければならない。
また、受益と負担の均衡を確保しつつ、世代内および世代間にわたる適正な再分配と持続可能な制度運営を図るとともに、誰もが安心して働き、その意欲と能力を活かして働くことが報われる社会の実現を目指していく。
- こうした社会の実現に向けて必要となる「給付付き税額控除」の理想形・最終形については、給付と税額控除の組み合わせとすることが望ましいとの強い意見がある。他方で、制度の複雑化を避ける等の観点から、短期的には給付とすることが望ましいとの有識者会議における検討を踏まえる必要がある。また、来年度を目途に「社会保険料還付付き税額控除(所得税・住民税)」を目指すべきとの意見がある。社会保障制度や税制とどのように役割分担していくか等について、現段階で実務者会議の意見には相当に開きがあるため、制度の将来像については、後記の「将来的な方向性」を踏まえ、継続して検討を行う。
- 有識者会議や実務者会議で「給付付き税額控除」について議論を積み重ねてきた結果、諸外国との比較を通じて純負担率の改善が必要であることが明らかになった、中低所得の現役勤労者に着目して、
 - ① その負担軽減を通じ、所得に応じて、これまでよりも一層手取りが増えるようにするとともに、
 - ② いわゆる「年収の壁」などによる「働き控え」を緩和することを通じた就労促進を図るという喫緊の課題に適切に対応する必要がある。これらを目的として、制度横断的に、負担(税・社会保険料)と現金給付を総合的に捉え、純負担率を調整する「所得に連動したきめ細かな給付」を行うこれまでにない新たな制度を早期に導入することが望ましいとの結論を得た。制度の将来像を見据えつつ、既存の情報インフラで把握される情報を整理し、事務負担を十分考慮した制度設計とするなど、制度導入のための環境を整えた上で、令和 11 年度に導入することとし、そのために必要な法制上の措置を可及的速やかに講ずる。

制度の基本的設計

- 令和 11 年度に導入する制度について、

- ・ 中低所得の現役勤労者の税・社会保険料負担を軽減するものであること、
 - ・ これまでの経済対策等における一律の金額での給付とは異なり、「所得に連動したきめ細かな給付」を毎年度継続的に行う新たな制度であること
- が国民に分かりやすく伝わるよう、その実態に即した制度の名称とすることを含め、必要な対応に努める。

- 就労インセンティブの向上や、いわゆる「年収の壁」への効果的な対応の観点等を踏まえ、「個人単位」とし、単身者も対象とする。
- 一定の勤労性の所得^{*1}があり、一定の税・社会保険料負担がある者を対象とする^{*2}。勤労性の所得に係る具体的な基準は、被用者保険適用や課税所得の把握、事業所得を含めた総合的なバランス等を勘案して設定する。その際、現行の税務行政で、給与や年金以外の所得について利用可能な形で管理している情報は収入の金額ではなく所得の金額であることに留意する。

(※1) 勤労性の所得には、事業所得及び給与所得に加え、近年の多様な働き方に鑑み、業務に係る雑所得も含めることとし、個人事業者、フリーランスも対象とする。その際、事業所得と業務に係る雑所得は、就労とみなせるような一定額以上の場合に含めることとする。なお、給与収入(所得)に関し、有識者会議においては、被用者保険の短時間労働者の適用ラインを超える所得約 32 万円超^{*}(給与収入約 106 万円超^{*})とする、給与所得 0 円超(給与収入 74 万円超)とする、実務者会議においては、これらの意見に加えて、雇用保険の適用ラインを超えることとなる水準(給与収入約 53 万円超^{*})とする、との意見があった。

^{*} 令和7年度における全国で最も低い地域別最低賃金(時給 1,023 円)に、被用者保険の短時間労働者の適用労働時間(週 20 時間)、令和 10 年 10 月より施行される雇用保険の適用労働時間(週 10 時間)をそれぞれ乗じて、年間の収入(所得)に換算したもの。

(※2) 就労し、税・社会保険料負担から年金受取額を差し引いた純負担が現役並みである中低所得の高齢者も対象とする。

- 原則として、所得に応じた給付額とする。就労促進の観点から、勤労性の所得が一定の水準に達するまで給付額を逡増させ、その後は定額とする。総所得が一定額を超える場合、公平性の観点から、総所得に応じて逡減・消失させる。加えて、「年収の壁」による手取りの減少を踏まえ、後記の第3号被保険者制度の見直しや被用者保険の適用拡大の更なる加速により「年収の壁」が解消するまでの時限的な措置として、「年収の壁」に配慮した一定の加算を行う。なお、非課税ライン以下の所得把握には執行上の課題があり、給付額を逡増させると誤支給につながる可能性があるため、定額とする。

(※) 総所得については、制度の効率化・適正化の観点から、後記の金融所得、預金の利子所得、資産の保有状況を勘案した給付付き税額控除について、当初から導入すべきとの意見があった。

- こどもを扶養している者については、18 歳以下のこどもの人数に応じた加算を行う。

(※) 子育て世帯に配慮することについては、制度の複雑化に対する懸念から慎重な意見があった。

- 給付に係る閾値となる所得水準については、純負担率や純負担額の国際比較や諸外国の類似制度の対象者の所得の範囲等を参照しながら、恒久財源の確保とあわせて検討する。その際、高齢化の状況や社会保障制度が各国ごとに異なること等に留意する。

- 給付額についても、高齢化の状況や社会保障制度が各国ごとに異なることを踏まえつつ、純負担率の国際比較などを参照しながら、恒久財源の確保とあわせて検討する。その際、「年収の壁」に配慮した一定の加算の額については、収入に応じて個人が直面する社会保険料負担の変化は個人の就業状況により異なる*ことを前提として、就労促進の観点から「年収の壁」に直面する方に対して手厚い給付を行うこととそれ以外の方に対する給付を含めた総合的なバランス等を勘案して設定することとし、後記の他の関連する就労に係る支援や制度の改革による対応との関係を整理しつつ、給付の重点化をどの程度図ることが可能であるかを含め、検討する。

* 例えば、第3号被保険者から第1号・第2号被保険者に移行される方のほか、第1号被保険者から第2号被保険者に移行される方、第1号被保険者として継続して加入される方など、収入に応じて個人が直面する社会保険料負担の変化は、就業状況によって様々な態様が考えられる。

- 公平性の観点にも配慮し、複雑な制度設計を避けながら、高所得の配偶者がいる場合の一定の例外を設ける。
- 給付に係る閾値となる所得水準及び給付額については、社会の状況変化に速やかに対応するため、税・社会保障等の関連制度の改正や国際比較の分析、制度導入後の効果検証等を通じて定期的に見直すことが可能な弾力的な仕組みとする。

制度の執行等

- 上記の「所得に連動したきめ細かな給付」の執行に係る主体については、国か地方自治体かの二者択一ではなく、国と地方が協力して運営し、オールジャパンの事務負担を最小化していくという基本的な考え方の下、役割分担をしていく方向で検討を行う。具体的には、システム等の全国一律とした方が効率的なインフラの整備は国が対応することを基本とする一方、住民とのインターフェースの部分は地方自治体を中心に対応する方向で検討を行う。その際、国地方全体で負荷が少なくスピード感を持って実現するため、既存の社会保障制度で法定受託事務として給付事務を行っている例を参考に、検討を進める。また、法令による明確な実施基準のもとで、毎年度見直しをもって実施することができる仕組みとする。
- 地方に役割を求めていく際には、制度設計や地方の役割を明確にした上で、国と地方の間の丁寧な協議を行う。あわせて、社会の構造変化や情報インフラの進展等の中で、社会保障制度や税制の見直し、各種行政サービスに関する役割分担等に関する議論なども踏まえ、国と地方の役割分担は変わり得るものと認識し、国と地方の間で制度導入後も継続的な検討を行う。
- 実施主体の負担軽減のため、国が前面に立って適切な支援や対策を講じることとし、具体的には、過去の給付金事務において負担が大きかった対象者の受給意思や口座情報の確認、外部からの問い合わせ対応等への対応策を講じる。公金受取口座の一層の活用を図るとともに、国によるコールセンターの設置や受給意思の確認負担の軽減策についても検討する。
- 特に公金受取口座については、現状5割程度にとどまる登録率の向上を国として強力に推進し、本制度の受給に際してその利用を原則としていくとともに、口座情報の正確性の確保等の機能強化に継続的に取り組む。
- 働いてはいるものの低収入の現役世代や就労意欲はあるものの病気や障害等で働けない方など、就労されている方・就労が困難な方のうち給付の対象外で支援が必要な方を丁寧に把握した上で、生活困窮者自立支援制度、障害者福祉など既存の制度での対応との関係を整理し、給付

と相談・就労支援の一体的な実施を含め、必要な対応のあり方を財源とともに検討し、可能なものについては令和11年度からあわせて実施できるよう、「所得に連動したきめ細かな給付」の本格導入までに結論を得る。

その際、国民年金や国民健康保険の減免・軽減制度など、所得に応じた負担軽減措置を必要に応じて拡充するなどの対応を含め、幅広く選択肢を検討する。

制度の経過措置(つなぎ)

- 「所得に連動したきめ細かな給付」については、公平性などの観点から高所得の配偶者を把握するとともに、子育て世帯への支援の観点から16歳から18歳の被扶養者の情報を把握するなど、追加的な情報確保の仕組みも必要となることから、必要な環境整備に取り組むことを前提として、その環境が整うことが見込まれる令和11年度に本格導入するものである。
 - 本制度の経過措置(つなぎ)としての飲食料品に係る消費税率の引下げについては、仕入税額控除の還付が受けられない農業従事者等や外食産業への影響、高所得者ほど恩恵が大きいこと、減税分ほど税込価格が下がらない可能性、2年後の税率引上げに係る懸念、関係する事業者の事務負担、地方を含めた財源の確保、消費税率の変更に柔軟に対応できるシステムにする必要性といった課題が指摘された。
 - 実務者会議においては、上記の課題を踏まえ、消費税率の時限的な引下げではなく給付で対応すべきとの意見があった一方、財源を確保した上で飲食料品に係る消費税を恒久的に減税すべきとの意見や、上記の課題にも対応しつつ、本制度の本格導入までの間のつなぎとして、できるだけ早期に飲食料品に係る消費税率の引下げを行うべきとの意見があった。
 - 実務者会議における様々な意見を踏まえ、前述の課題に適切に対応しつつ、本制度を導入するまでの2年間に限った経過措置(つなぎ)として、飲食料品に係る消費税率の引下げと、中低所得の現役勤労者を対象とする「所得に連動したきめ細かな給付」の先行導入を組み合わせることが適当との議長案の提示があった。
 - ・ 具体的には、足下の物価高に鑑み、出来る限り早期に対応を講じる観点から、令和9年4月1日から2年間、軽減税率の対象となっている飲食料品に係る消費税率を1%とする。
あわせて、「働き控え」に早期に対応するとともに、中低所得の現役勤労者に手厚く対応する観点から、本制度の本格導入を先取りした取組みとして、飲食料品に係る消費税1%相当分の範囲内で、現時点で公的機関が保有する所得情報を活用した「所得に連動したきめ細かな給付」※を令和9年度に導入する。
これらの取組みにより、全体として飲食料品に係る消費税の実質ゼロ化を実現する。
- (※) 本格導入時には行われる世帯のうち配偶者の所得を勘案する一定の例外措置を設けず、18歳以下のこどもの人数に応じた加算に代えて15歳以下のこどもの人数に応じた加算を行うなど経過的な措置を講ずる。
- ・ 指摘された課題のうち、仕入税額控除の還付が受けられない農業従事者等については、令和9年4月からの円滑な実施に支障が生じないように留意しつつ、現場の納得感のある対応を検討する。あわせて、外食産業を含めて、影響を見極めた上で、過去の様々な支援策を参考としながら、資金繰り支援等のための予算措置を検討する。令和9年度からの実施に向けて、関係省庁が連携し、事業者の実情を確認しつつ、支援内容を具体化していく。

- ・ あわせて、消費税率の変更に柔軟に対応できるシステムの普及促進を図る。
- ・ なお、消費税減税の終了時に「所得に応じたきめ細かな給付」に円滑に接続するために必要な措置を講ずるべきとの意見があった。
- 議長案の提示を受け、まず、消費税率の時限的な引下げではなく給付で対応すべきとの観点からは、以下のような意見があった。
 - ・ 飲食料品に係る消費税率の引下げではなく、来年度から「社会保険料還付付き税額控除(5万円の減税)」の導入を目指しつつ、当面の対応として、年内に給付を行うべきである。
 具体的には、令和9年度を目途に、住民税の基礎控除等を所得制限なく所得税と同水準に引き上げ、税額控除できない者には給付(社会保険料還付)を行う「社会保険料還付付き税額控除(5万円の減税)」の導入を目指す。
 「所得税の人的控除のあり方について、給付付き税額控除など新たな制度の導入を念頭に、3年以内に抜本的な見直しを行う」との合意(令和7年12月18日、自由民主党・国民民主党)を踏まえ、控除や各種手当等を含めた負担軽減策の抜本的な改革を行う。
 当面の対応としては、令和8年以内に、社会保険料を納付している中低所得の現役世代の勤労者(約1,000万人)への5万円給付を実施する。
 その際、今後の政策インフラを整備する観点から、公金受取口座の登録者のみを対象とするともに、地方自治体の負担軽減の観点から、マイナポイントでの給付も検討する。
 中東情勢等を踏まえ、飲食料品以外も含めた価格上昇への迅速な対応が必要である。迅速性・十分性の観点からも、年内に給付を行うべきである。
 給付との組み合わせで飲食料品に係る消費税の実質ゼロ化が果たされるというのであれば、飲食料品に係る消費税率1%にこだわる必要はない。
 - ・ 財源確保を前提とした恒久的な飲食料品に係る消費税減税を求めるが、現下の物価高への対応としては、飲食料品に係る消費税率の時限的な引下げではなく、速やかに定額給付を行うべきである。
 飲食料品に係る消費税率の時限的な引下げについては、減税を終了した際に負担増となる者が多く、1%への引下げは反動が大きい。財源も不明確であり、仮に実施するとしても、2年間の引下げのためにシステム改修等を行う負担や、第一次産業・外食産業における課題への具体的な対応が明確でない。
 - ・ 現下の物価高への対応や本制度の本格実施までのつなぎの観点からは、消費税減税にこだわることなく、速やかな実施が可能な給付を行うべきである。
 飲食料品に係る消費税率の引下げについては、本制度の本格導入までのつなぎとして位置付けられているが、減税を2年後に終了した際に負担増となる者が多く、接続に課題がある。
 - ・ 飲食料品に係る消費税率の引下げではなく、本制度を導入するまでの2年間に限った経過措置(つなぎ)として、「所得連動型給付」を行うことが適当である。
 具体的には、低所得者に最大給付を行い、一定額の所得を上限として段階的・連続的に給付額を通減させる「所得連動型給付」に加え、所得制限を設けない定額のこどもへの追加給付によって家計を下支えする。これらの取組みにより、財源を物価高の影響を強く受ける中低所得者と子育て世帯に集中させ、迅速・確実かつ直接支援を届ける。
 足下の物価高に出来る限り早期に対応する観点から、住民税課税台帳・公金受取口座・全銀システム・児童手当等の既存のインフラを活用し、令和8年度中に初回給付を行う。あわせて、国は

地方自治体の給付業務の負担軽減について適切な支援や対策を講じる。

なお、飲食料品に係る消費税率の引下げと異なり、農業従事者等や外食産業への対策は不要となる。飲食料品に係る消費税率の引下げは、高所得者ほど恩恵が大きく、減税分ほど価格が下がらない可能性があるほか、事業者の事務負担等の課題があることから、つなぎとして適当でない。

- また、財源を確保した上で飲食料品に係る消費税を恒久的に減税すべきとの観点からは、以下のような意見があった。

- ・ 生活必需品である飲食料品に係る消費税率引下げは福祉・社会保障政策として位置付けるべきであり、本制度の本格導入までのつなぎとしてではなく、恒久財源を確保した上で恒久的な減税として実施すべきである。

税率の水準や対象範囲については、飲食料品のみならず外食も含めた様々な選択肢を比較検討し、国民の負担軽減効果と現場実務の双方を踏まえた制度設計を行うべきである。

「所得に連動したきめ細かな給付」と飲食料品に係る消費税負担の軽減は、その役割や政策目的が異なるため、相互に補完し合う施策として検討すべきである。

あわせて、現下の物価高対策としては、来年4月を待たず、早急に給付を行うべきである。

- さらに、本制度の本格導入までの間のつなぎとして、できるだけ早期に飲食料品に係る消費税率の引下げを行うべきとの観点からは、以下のような意見があった。

- ・ 現下の物価高騰を踏まえれば、できるだけ早期に対応する必要がある、半年で実施できる飲食料品の消費税率を1%に引き下げることが考えられるが、これに飲食料品に係る消費税率1%相当分の「所得に連動したきめ細かな給付」の先行導入を組み合わせることで、飲食料品に係る消費税率0%を実質的に達成しつつ、消費税減税は高所得者優遇になるという批判にも対応できる。

農業や外食等への対応については、今後、政府において現場の納得感が得られるように丁寧に具体化を図るべきである。

- ・ 基本的に2年間の飲食料品に係る消費税率0%を目指すべきだが、技術的な制約から1%への引下げとすることは否定しない。
- ・ 外食も含めて飲食料品に係る消費税率を恒久的に0%とすべきだが、現実的には2年間限定とすることもやむを得ない。時間をかけてでも0%を目指すべきであるが、1%でも反対はしない。

消費税の減税は、消費すればするほど恩恵が受けられ、消費促進効果も見込まれるので、給付よりも優れている。減税終了時に負担増になるといっても、時限的にでも減税する方が良い。

- 制度の経過措置(つなぎ)については、実務者会議において、現下の物価高や税・社会保険料負担に苦しむ中低所得者への対応の必要性が共有され、意見の集約に向けた議論が積み重ねられたが、具体案について意見の一致には至らなかった。

財源

- 「所得に連動したきめ細かな給付」は恒久施策であり、その本格導入に当たっては、一時財源ではなく恒久財源を確保する必要がある。財源確保の具体策については、市場の信認を損なうことのないよう、特例公債に頼らず、たとえば、補助金・租税特別措置の見直しなど、歳出・歳入のあらゆる見直しを通じて確保することとし、今後の予算編成改革の具体化の状況も踏まえつつ、早期に結論を得る。

- 制度の経過措置(つなぎ)の財源については、市場の信認を損なうことのないよう、特例公債に頼らず、たとえば、補助金・租税特別措置の見直しや追加的な税外収入の確保など、歳出・歳入全般のあらゆる見直しを通じて確保することとし、令和9年度予算編成プロセスにおいて予算編成改革を具体化する中で結論を得る。
- 上記の検討を行い、結論を得るに当たっては、国と地方の役割分担を踏まえつつ、地方の財政運営に支障が生じないよう、適切に対応する。

将来的な方向性

- 今回導入を目指す「所得に連動したきめ細かな給付」は、本格的な「給付付き税額控除」を導入する第一歩であり、制度の将来像については、継続して検討を行う。
- 「所得に連動したきめ細かな給付」制度の導入に当たって、公金受取口座の登録率向上などデジタル技術を活用した事務負担軽減に取り組みつつ、その後の実務的な環境整備の進展に合わせて、段階的な精緻化を図る。
 - ① 金融所得については、医療保険における金融所得の勘案に向けた取組が進んでいることも踏まえ、制度を精緻化する中で対応を行う。
 - ② 預金の利子所得も、本来は検討すべき所得に含まれると考え、「給付付き税額控除」の制度を段階的に精緻化していく中で勘案できるよう、遠くない将来の課題として検討していく。
 - ③ 資産保有による経済力の勘案については、金融所得の勘案に向けた取組を通じて対応するとともに、資産自体の保有状況を勘案した対応について、金融所得に関する取組の状況等を踏まえつつ、将来の課題として検討を行う。
- 税額控除と給付の組合せとすることについては、経済的な効果は変わらない中で、制度が複雑化することによる事務負担の増加や諸外国の例等を勘案すると、短期的には給付への一本化が望ましいとの考え方が示された一方で、当初から両者を組み合わせることが望ましいとの意見や、将来的には両者の組合せとすべきとの考え方も強く示された。こうした考え方を受け止め、将来的に給付のみと決め打ちすることなく、今後とも、個人所得課税における人的控除の見直しによる税負担の変化や、デジタル技術の進展に応じた事務負担も踏まえ、検討を継続する。
- 執行面でも、情報インフラの進展等も踏まえ、継続的に改善を検討し、見直していく。コロナ禍の反省も踏まえ、ミニマムな事務コストでタイムリーな給付を可能とすることが喫緊の課題であるが、国が直接給付をする場合、全国民の情報を保有するためのシステム上の対応や組織・体制整備を含めたオペレーション上の対応が必要となり、実現に相当の期間を要する。将来的な方向性も十分に考慮しながら、まずは近年整備が進められてきた既存の情報インフラを十分に活用しつつ、更なる情報連携や DX 化等による業務効率化を図り、政策効果の把握にも留意しつつ、安定的かつ迅速な対応が可能となる社会インフラの整備を図る。こうしたインフラが整えば、緊急時に迅速な給付を行うことも可能となる。
- 社会保障国民会議については、国民の受益と負担に深く関わる「給付付き税額控除」を含めた「社会保障と税の一体改革」について検討するため設置されたものであり、「給付付き税額控除」の議論を進める過程で明らかとなった、以下の社会保障制度や税制の課題について、有識者の意見も参考にしつつ、財源の確保も含め、継続して検討する。

(社会保障制度の課題)

- ・「制度の執行等」で結論を得ることとされた措置のほか、「給付付き税額控除」が社会保障を取り巻く全ての政策課題を解決するものではないことを認識した上で、就労していない高齢者などについて、「給付付き税額控除」と既存の社会保障制度の双方から取り残される者が生じないよう、全体として必要な支援が適切に行き届くようにしていくことが重要であり、年金制度や生活保護など既存の制度での対応との関係の整理を含め、必要な対応のあり方を継続検討し、次期年金法改正が予定されている令和12年までに結論を得る。
- ・就労の促進については、「給付付き税額控除」による対応のみで解決できる課題ではなく、他の関連する就労に係る支援や制度の改革を同時に進めていく必要がある。具体的には、第3号被保険者制度の見直しや被用者保険の適用拡大の更なる加速が重要であり、この機会に併せて検討を進め、次期年金法改正までに結論を得る。
- ・「給付付き税額控除」の制度設計の中で、子育て世帯への配慮が求められている背景としては、諸外国と比べて中低所得の日本の子育て世帯の純負担率が高くなっていることが挙げられる。この点も認識しながら、引き続き、加速化プランを含むことも未来戦略を着実に推進する。
- ・このほか、社会保険料負担を含む純負担率を構造的に引き下げていく観点や、応能負担の徹底や所得再分配機能の強化等の観点から、医療・介護制度改革をはじめとする社会保障・雇用の各制度の見直しについて、ロードマップを描きながら継続的に議論する。

(税制の課題)

- ・「給付付き税額控除」の実施も踏まえ、税制に関しては、令和7年度税制改正法の附則等に基づき、人的控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について、着実に検討を進める。

(以上)